

AI生成物の著作物性及び発明性

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士 深井 俊至

1 AI生成物

2024年3月13日に欧州議会で採択された「Artificial Intelligence Act」(人工知能法)第1章第3条(1)は、「AIシステム」を「様々なレベルの自律性で動作するように設計された機械ベースのシステムであって、開発後に適応性を示すことがあり得るものであり、かつ、明示的又は黙示的な目的のために、受け取った入力から、物理的又は仮想的環境に影響を与える可能性のある予測、コンテンツ、推奨又は決定のような出力を生成する方法を推測するもの」と定義している¹。この定義においては、「AI生成物」は、「物理的又は仮想的環境に影響を与える可能性のある予測、コンテンツ、推奨又は決定のような出力」ということになる。

いわゆる生成AIによって自律的に生成される生成物は、現在、テキスト、画像、音楽から動画にまで及んでおり、生成AIの利用は会社等の事業者による商業的利用から、一般人による非商業的利用にまで広く及ぶようになってきた。高度なAI生成物は、客観的観察、すなわち、そのAI生成物の通常の方法による閲覧又は視聴からでは、AIが自律的に生成したものか人間が創作したものかの区別が困難になっている。

2 AI生成物に関する著作者及び発明者の一般的考え方

平成28年1月内閣官房知的財産戦略推進事務局「AIによって生み出される創作物の取扱い(討議用)」の「2. AI創作物と知財制度」「2-2 現行法制度における取扱い」には、以下のとおり記載されている。

「人工知能が自律的に生成した生成物について、

現行制度上、権利の対象とは考えられていない。」

「著作物の定義について、著作権法上、「思想又は感情を創作的に表現したもの」となっている。」「現行制度上、人工知能が自律的に生成した生成物(AI創作物)は、思想又は感情を表現したものではないため著作物に該当せず、著作権も発生しないと考えられる。」

「発明の主体は自然人(「発明をした者」)」「人工知能が自律的に生成した生成物について、「発明の主体」を人工知能と考え、特許法の「発明の主体」たる自然人に合致せず、特許を受ける権利も発生しないと考えられる。」

現時点の一般的な考え方は、いわゆる生成AIによって自律的に生成された生成物は、AIに対する人間の入力自体に人間の思想又は感情の創作的表現性が認められるというような場合を除いて、仮にAI生成物が人間によって創作されたものであれば、著作権法によって保護の対象となり得る「著作物」又は特許法によって特許出願の対象となり得る「発明」であっても、著作権法及び特許法のいずれによっても権利保護の対象とはならないというものである²。

3 AI生成物の著作物性

(1) 著作物の要件

著作権法2条1項1号は、「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義している。「著作物」の要件として、①「思想又は感情を」、②「創作的に」、③「表現したもの」、④「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」との4要件がある。

A I 生成物について、それがありふれたものでなければ②「創作的に」の要件は充足する。A I 生成物は、テキスト、画像、音楽、動画のような具体的な表現であるから、③「表現したもの」の要件も充足する。④「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」との要件についても、その表現物の種類としてこれらの範囲に属せば、A I 生成物はこの要件を充足する。

なお、著作権法10条1項9号に「プログラムの著作物」が著作物の一つとして例示されている。2条1項10号の2は、「プログラム」を「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」と定義している。このように、コンピュータ・プログラムは、電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものであり、いかにコンピュータを動作させるかという技術的なものであるから、技術的思想といえる。著作権法2条1項1号の④「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」との要件の関係では、コンピュータ・プログラムは、「学術」の範囲に入るものと解されている。つまり、技術的思想であっても④「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」との要件は充足する。

A I 生成物に関して問題となるのは、①「思想又は感情を」との要件である。

奥郎弘司「工知能が生み出したコンテンツと著作権～著作物性を中心に～」(「パテント」2017年 Vol.70 No.2、10頁)は、「例えば、「鉄道ダイヤをアリバイトリックに使った推理小説」と人工知能に指示するだけで、西村京太郎サスペンス並みの小説を出力するような状況である。この場合、出来上がったコンテンツに、人間に直接由来する創作的な表現を認めることはできない。なぜなら、前述の「鉄道ダイヤをアリバイトリックに使った推理小説」という指示は、(仮に創作性があつたとしても)アイデアの領域に属するのであって、表現の領域に属するわけではないからである。」というような類型を「第2類型のコンテンツ」とし(同12頁)、著作権法2条1項1号に規定する「著作物」の要件を、「①思想・感情の表現であること、②創作的な表現であること、および、③文芸・学術・美術または音楽の範囲に属する表現であること、の3

つである。」とした上で(同13頁)、次のとおり記載する。「仮に、第2類型コンテンツについて、著作物性を認めようとした場合、最も問題となるのはこの①であろう。すなわち、①をクリアするためには、表現に思想または感情が存在しなければならないところ、思想または感情は優れて人間に特有なものであるから、第2類型の場合、それは認められない。結果、この①との関係で、第2類型コンテンツは、著作物性を否定されることになる。」(同14頁)

しかし、著作権法2条1項1号の「著作物」の定義自体には、「人間の」との文言はない。「思想又は感情」の有無の判断を、対象となる表現物自体から客観的に判断するとするなら、A I 生成物であっても、人間が創作したのと同様の思想又は感情の表現物となり得るのであるから、この①の要件は充足することになる。

一方、著作権法は、著作者人格権(著作権法18条から20条)を規定しており、人格権を有するのは著作者が人間であることを前提としているとの解釈は成り立つ。もっとも、著作権法は、法人著作の規定も有する。著作権法15条1項は、「法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時に開ける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」と規定している(同条2項はプログラムの著作物についての法人著作を規定している。))。

権利義務の主体は、人間(自然人)又は法人であるから、A I 自体を著作者として著作権の保有主体とすることはできないことは当然である。しかし、比較的短い入力を与えることで生成A I に自律的に生成させたA I 生成物だからといっても、その生成物は、自然環境の中で人間の手を介さずに生み出されたものではない。A I 生成物はまぎれもない人工的な生成物である。このような人工的な生成物については、その権利主体と認められる者が決定できれば、その者を著作者として扱えばよいように思える。

なお、知的財産基本法2条1項は、「この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、

意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)…」と規定している。A I生成物は、人工的な生成物であり、人間の創造的活動により生み出されるものである。

(2) 著作権法の目的

著作権法1条は、著作権法の目的として、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定している。

高度な生成A IによるA I生成物は、客観的観察からは、A Iが自律的に生成したものか人間が創作したものかの区別が困難であり、A I生成物を閲読又は視聴する者は、そのA I生成物に客観的観点から示されているといえる思想又は感情を楽しむと言える。A I生成物であっても客観的に「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であって、ありふれておらず「創作的」なもの、文化の発展に寄与すると言える。

A I生成物について、その「権利者」を決定できるのであれば、いわゆるA I生成物に著作物性を認めても、著作権法1条に規定された著作権法の目的に反することにはならない。

(3) A I生成物を著作物として認めることによる不都合性論

A I生成物を著作物として認めると、著作権は著作物の創作によって発生するので、A Iによって次々と多量に創作されるA I生成物について権利性が生じることになり、将来的に、人間が著作物の創作活動をする際に、著作権侵害となり得る対象物が多量に存在することになって、人間の創作活動に支障をきたすとの不都合性論があり得る。

しかし、インターネットとコンピュータ技術が発展した現代社会において、インターネットに接続すれば、アクセス者は、多量の著作物にアクセスすることができる。これは、生成A Iが急速に発展してきた近年以前から生じている現象である。生成A IがA I生成物を次々と多量に生成するこ

とができ、仮にそれがウェブサイト上に次々と掲載されることになっても、創作活動をする人間はそのアクセス能力、すなわち他の著作物を閲読又は視聴する能力に限りがあるのであるから、それら次々とインターネット上に掲載されるA I生成物を必ずしも閲読又は視聴するわけではない。

著作権侵害となる要件として、他の著作物と同一又は類似していること(他の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することができる程度に似ていること)のほか、他の著作物に依拠していることという「依拠性」の要件がある。将来的にA I生成物が多量に生成されるという状況下であっても、人間が独立して、すなわち、他のA I生成物に依拠せずに創作活動することはできるのである。A I生成物に著作物性を認めると、将来的に、人間の自由な著作物の創作活動の自由が不当に侵害されるということにはならないように思える。

(4) A I生成物の著作者と著作物性

生成A IによるA I生成物の関与者として、当該生成A Iの基礎データとして当該生成A Iによって読み込まれた既存の著作物(多数に及ぶことも考えられる。)の著作者(多数に及ぶことも考えられる。)、当該生成A Iの開発者、当該生成A Iを利用して具体的なA I生成物を出力させた当該生成A Iの利用者が考えられる。

テキスト、画像、音楽、動画を問わず、それらA I生成物が、客観的観点、すなわち、そのA I生成物の通常の方法による閲読又は視聴から、従来の著作物性の議論において人間が創作したとするなら著作物と認められるだけの思想又は感情の創作的表現と認められるものであるとする。

当該A I生成物が、当該A I生成物の生成の基礎データとして当該A Iによって読み込まれた既存の著作物と同一又は類似(他の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することができる程度に似ていること)であるなら、当該A I生成物は著作物であって、基礎データとして読み込まれた当該既存の著作物に係る著作権の侵害の問題が生ずるというのが多数説であろう。この場合、著作権侵害者となる者として、当該A I開発者か、当該A I利用者か、その両方であるかの議論があり得る。この場合、A I生成物といっても、それを著作物とする理由は、そのA I生成物が客観的に、

当該A Iによって基礎データとして読み込まれた既存の著作物と同一又は類似の範囲内であるということにある。

次に、当該A I生成物が、当該A I生成物の生成の基礎データとして当該A Iによって読み込まれた既存の著作物と類似の範囲を超える、つまり、他の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することができる程度の範囲を超える場合、当該A I生成物は、既存の著作物に係る著作権の侵害物とはならない。この場合、他の著作物に係る著作権侵害物ではないA I生成物は、いかに、その客観的観察からは、人間が創作したとするなら著作物と認められるだけの思想又は感情の創作的表現と認められるものであっても、「著作物」ではなくなのであろうか。

生成A Iが、数十、数百又はそれ以上の既存の著作物を読み込んで基礎データとし、A I利用者の入力に応じ、何らかのアルゴリズムに従って、A I生成物を出力するというとき、基礎データとして当該A Iによって読み込まれた既存の著作物と類似の範囲を超えるといっても、そのA I生成物に人間の思想又は感情が入っていないということにはならないと考えられる。法的分析によって、既存の特定の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することができないと評価されたといっても、技術的観点からは、A I生成物には、読み込んだ数十、数百又はそれ以上の既存の著作物の思想又は感情の表現データの影響があるといえる。法的観点からは、アイデアのレベルで共通する場合や複数の既存の著作物の思想又は感情の表現が融合して特定の既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することができない表現物を生成したというような場合も考えられる。少なくとも、人間の既存の著作物、つまり人間の思想又は感情の表現を基礎データにして生み出され、その生成物から客観的には人間が思想又は感情を享受できるという生成物なのである。生成A Iが自律的に生成したといっても、「自律的に」というのは言葉の問題であって、A I生成物は自然環境の中で自然現象として生成されたものでない。A I生成物は、まぎれもなく、科学技術も含めた人間の知的な活動の中から生じたものである。

生成A IによるA I生成物の関与者である、当該A I生成物の生成の基礎データとして当該生成

A Iによって読み込まれた既存の著作物の著作者、当該生成A Iの開発者、当該生成A Iを利用して具体的なA I生成物を出力させた当該生成A Iの利用者という人間の活動の中から、当該A I生成物が生成されたのであるから、これら関与者の中から著作者を決定すればよいのではないだろうか。

一般に、著作者となるためには、著作物としての具体的表現に対する創作的寄与が必要であると論ぜられている。この議論は、既に対象となる著作物があることを前提に、だれがその著作物の著作者となるか、あるいは共同著作物として複数の者が著作者となるのかという文脈で議論されてきたと言える。人間によって直接的に創作された著作物を前提として、その著作物の著作者がだれかを決定するために用いられてきた著作物としての具体的表現に対する直接的寄与を基準とする創作的寄与論を、従来の著作物の創作過程とは異なる方法で生成されるA I生成物についての検討の基準として適用しなくもよいように思える。

生成A Iはあくまで道具にすぎず、その生成A Iを道具として具体的なA I生成物を生成させるにあたり決定的に重要な役割を果たした者をもって著作者とすることが許されるのではないだろうか。

機械を道具として著作物を創作する例として身近なものとして全自動カメラの例がある。焦点、絞り、シャッター速度が自動のカメラで撮影した写真であっても、そのことを理由に当該写真の著作物性が直ちに否定されるという議論は現在ではほばないといえる。著作物性を認める理由として、撮影対象も含めたシャッターチャンスにその写真の撮影者の創作性を認めたり、撮影対象に対する撮影角度に選択の幅がありその選択幅の一つを選んだ点に撮影者の創作性を認めたりすることが考えられる。全自動カメラの例において、最初から意図してその写真が撮れたという場合でなくとも、偶然その撮影対象に出くわし、その時、その場所で急いで持ち合わせたスマートフォンのカメラで撮影したという場合であっても、その撮影された写真がありふれたものでないというときは、その撮影者を著作者としてその写真を著作物とするのが一般ではないだろうか。

生成A IによるA I生成物については、その基礎となる生成A Iのデータはその生成A Iの利用時点によって変化することもあり得、また、A

I利用者による入力も、それが短いものだとすると多くの選択肢がある中で、そのAI利用者がその時に考えついた入力を与えるということもある。前記の全自動カメラの例と比較すると、ある時点でその生成AIを利用することがいわばシャッターチャンスの機会に相当し、その時点で短いとはいえ数ある選択肢の中からある入力を選んだことはカメラの撮影角度を選んだことに相当すると言えるようにも思える。

生成AIによるAI生成物の生成過程において、具体的表現物はそのAI生成物である。その具体的なAI生成物が世に生み出されたことに対して決定的に重要な役割を果たしたのは、その時、その利用者が数ある選択肢の中から選んだある入力を与えて生成AIに出力をさせたAI利用者であるように思える。また、そのAI生成物は、客観的に文化的発展に寄与する可能性があるもの、つまり文化的利用価値のあるものであり得、また、技術的な情報であるなら、後述する発明として特許の対象として又は企業がこれを営業秘密として、技術的価値のあるものになり得るのである。このような価値ある成果物を生み出し、この成果物を事実上支配しているのは、そのAI利用者である。

以上に鑑みると、生成AIによるAI生成物について、そのAI生成物を生成させ、また、その成果物の利用を事実上支配しているAI利用者をその権利主体と認めてよいように思える。権利主体が決定できるなら、その者を「著作者」とし、客観的観点からは著作物性が認められるAI生成物については、それを「著作物」としてよいと考える。

4 AI生成物の発明性

(1) 発明の要件

特許法2条1項は、「発明」を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義している。

AI生成物であっても、上記定義のとおり、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」との要件を客観的判断で充足するなら、それを「発明」とすることに問題はないと思われる。実務上も特許出願において、出願対象の「発明」は、「特許請求の範囲」に記載された技術的思想として把握される。

一方、特許法は、「産業上利用することができ

る発明をした者は、…その発明について特許を受けることができる。」(29条1項柱書)と規定し、願書に「発明者」を記載するものとしている(36条1項2号)。ここで「発明者」は人間を前提にしていると考えられるから、特許法下で特許出願の対象となる「発明」は人間によってなされたものであることを前提としているといえる。

上野達弘「人工知能による“発明”と“創作”－AI生成物に関する知的財産権－」(「Japio YEAR BOOK 2017」20頁)は、「人工知能が生み出したものがたとえ「発明」に当たるとしても、人間ではない人工知能は「発明者」になり得ないため、特許を受けることができないのである。」(同21頁)と記載する。

しかし、AI生成物といっても、自然環境の中で自然現象として生成されたものでなく、人工的な生成物なのであるから、その人工的な生成物を生じさせることに関与した者の中から、上記「発明」の定義を充足する技術的思想の創作についての「発明者」を決定できればよいと考える。

(2) 特許法の目的

特許法1条は、特許法の目的として、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。」と規定している。

AI生成物であれ、上記「発明」の定義を充足する技術的思想は産業の発達に寄与する。AI生成物である発明の特許出願の対象として一般に公開し、その利用を図ることは特許法下でも奨励されることといえる。

AI生成物であっても、特許出願の対象となる「発明」とすることは、特許法1条に規定された特許法の目的に合致する。

(3) 新規性、進歩性等の審査手続の存在

特許を得るためには、特許出願の対象とされた発明について、特許法に規定された手続によって、新規性、進歩性等の審査がされ、特許要件を充足すると判断される必要がある。それら特許要件を充足した特許出願に係る発明が特許発明とされ、出願人に特許権が与えられる。

生成AIの利用によって発明を得て、最先に特許出願をし、出願審査を経て特許要件を充足する

と判断されれば、特許出願人に特許権という発明の独占的实施権を与えることについて、産業界からの特段の異論はないように思える。

ただし、既に技術課題が当業者に認識されており、その技術課題を解決する出力を生成AIに生成させる入力内容も出願前に当業者であれば容易に想到できたという場合は、出願前に他の当業者も一般的に利用できた生成AIに当業者が容易に想到できた入力を与えることでその発明を得ることができたと、進歩性が否定されることも考えられる。

(4) 不正競争防止法下の「営業秘密」

発明を特許出願の対象としないで、企業はそれを営業秘密として活用する途もある。不正競争防止法2条6項は、「営業秘密」を「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と定義している。この定義に規定される①秘密管理性、②有用性、③非公知性という3つの要件を充足する情報は「営業秘密」として不正競争防止法下で保護の対象となるのであり、その営業秘密を得て、支配下においている企業主体が同法下で保護される営業上の利益の保護主体となる。

AI生成物である情報であっても、不正競争防止法下で「営業秘密」の要件を充足すれば、同法下で保護の対象となるということについて、一般的に異論はないように思える。

AI生成物である情報が技術上の情報であって、特許法下で「発明」の要件も充足する場合、不正競争防止法下で営業秘密としては保護の対象となるが、特許法下で特許出願の対象とはならないとすることは、発明を公開することにより産業の発展を図るという特許法の目的に相反することにもなる。

企業が保有する技術情報の活用の選択肢及び国際競争の観点からも、AI生成物である発明であっても特許法下で特許出願の対象となると解すべきである。

(5) AI生成物である発明の発明者

新規性、進歩性等の特許要件の審査が存在する特許出願において、AI生成物のみで発明が完成することがあり得るかは別問題であるが、AI生成物の出力として示された技術的構成が、実験等

を経ずに、その出力に示されたように目的とする作用効果を奏することまで当業者に理解できるという場合を想定する。

生成AIによるAI生成物としての技術的思想の創作の関与者として考えられる者として、当該AI生成物の生成の基礎データとして当該AIによって読み込まれた既存の技術文献記載の発明(多数に及ぶことも考えられる。)の発明者(多数に及ぶことも考えられる。)、当該生成AIの開発者、当該生成AIを利用して具体的なAI生成物を出力させた当該生成AIの利用者が考えられる。

生成AIはあくまで道具にすぎず、その生成AIを道具として、AI生成物としての具体的な技術的構成を生成させるにあたり決定的に重要な役割を果たした者をもって発明者として考えられる。

発明を完成させるに当たり、技術者はスーパーコンピュータを含めて、どのような科学技術を利用するかは自由なのであり、また、発明がその作用効果を奏することについて必ずしもその作用機序が解明される必要性もない。試作品の製作、実験等も必ずしも必要ではない。発明とされるその技術的構成により、当業者が理論的にその作用効果を奏することが確認できる場合でも発明が完成したといつてよい。

以上に鑑みると、生成AIを利用してAI生成物としての具体的な発明を出力させた当該生成AIの利用者を「発明者」としてよいと考える。

¹ 英語原文は次のとおりである。「'AI system' means a machine-based system designed to operate with varying levels of autonomy, that may exhibit adaptiveness after deployment and that, for explicit or implicit objectives, infers, from the input it receives, how to generate outputs such as predictions, content, recommendations, or decisions that can influence physical or virtual environments;」

² 本稿では、生成AIに対する人間の入力自体に創作的な思想又は感情が認められるという場合(従来の著作物性の議論でもAI生成物に著作物性が認められるような場合)に限らず、従来の著作物性の議論ではその入力自体には創作性が認められないとされる比較的短い入力を与える場合のAI生成物をもその検討対象とする。